**＜ＨＰ掲載用、メール配信用のＰＲ文案＞**

　特許庁では現在、理系の社会人、ポスドクなどの皆様を対象に、任期付職員（特許審査官補）を募集しています。

　特許審査は、全世界から受け付けた全技術分野の特許出願を、技術的観点や法律的観点から精査し、排他的独占権である特許権を付与するか否かの判断を行うという、責任とやりがいのある重要な業務です。

　採用後はマンツーマンでの指導を受けつつ、２年間特許審査官補として実務経験を積んでいただきます。そして、所定の研修を修了されれば、３年目からは特許審査官に昇任することができます。任期は５年以内です。

【**特許庁任期付職員（特実審査官補）の募集概要**】

１．募集人数（予定）

　別途募集する特許庁任期付職員（特許審査官）と合わせて数十名程度。

２．応募資格

　原則として、技術系の学士号以上の学位を取得した後、研究開発業務経験又は知的財産業務経験を通算４年以上有していること。

３．応募締切

令和５年１１月１３日（月曜日）１７時００分（受付フォーム：受信有効）

４．その他応募に関する詳細

　応募資格詳細、応募方法など、応募に関する詳細は、特許庁ＨＰの以下の箇所をご覧ください。

＜募集要項＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/2023saiyo_shinsakanho.html>

＜服務・給与等について＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/document/2023saiyo_shinsakanho/fukumu.pdf>

＜Ｑ＆Ａについて＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/q-and-a.html>

＜リーフレット＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/document/index/ninkitsuki-tokkyo-pamphlet.pdf>

５．特許庁職員による業務説明

　審査官の業務についてより深くご理解いただくために、平日に個別業務説明（要予約）を行っています。

　また、その他の説明会についても、随時追加していきます。

　業務説明の詳細については、特許庁ＨＰの以下の箇所をご覧ください。

＜業務説明会について＞

<https://www.jpo.go.jp/news/saiyo/other/ninkitsuki-tokkyo/2023gyoumu-setsumei_shinsakanho.html>

※注意事項

令和６年度に係る予算は要求中であるため、本募集内容は、予算成立後に正式なものとなります。

お問い合わせ先

特許庁　審査第一部調整課　採用担当

電話　０３－３５８１－１１０１（内線３１１９）